

# 第60回 横浜市屋外広告物審議会

## 次 第

日 時 平成30年 2月13日（火曜日） 13時から15時まで

会 場 関内中央ビル5階 特別会議室

### 審議事項

議案1 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について

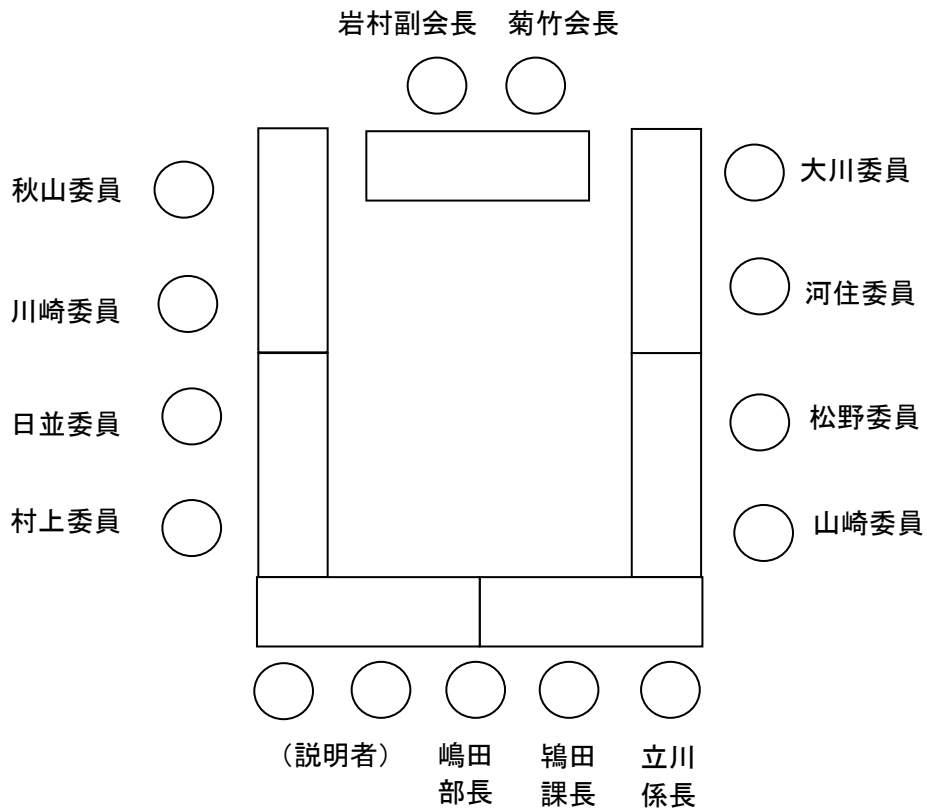
議案2 プロジェクションマッピング等の取扱いに関する検討の進め方  
について

### 報告事項

- 1 平成29年度「屋外広告物適正化旬間」の取組について
- 2 横浜サインの今後のスケジュールについて
- 3 歩行者系案内サインの整備について
- 4 禁止地域における展望不可案件について

# 【第 60 回横浜市屋外広告物審議会座席表】

会場： 関内中央ビル 5階 特別会議室



記者席・傍聴席

受付・速記者席

(出入口)

## 第3 1期横浜市屋外広告物審議会名簿

(委員名は五十音順)

任期 平成28年12月 1日から

平成30年11月30日まで

	氏名	役職名
会長	菊竹 雪	首都大学東京・同大学院教授
副会長	岩村 和夫	東京都市大学名誉教授
委員	秋山 桂子	横浜商工会議所議員
〃	大川 一平	横浜市屋外広告美術協同組合理事
〃	河住 志保	弁護士
〃	日並 勇	横浜市町内会連合会委員
〃	松野 勲	クリエイティブ・ディレクター
〃	村上 弘一	横浜市商店街総連合会副理事長
〃	山崎 洋子	作家
〃	川崎 俊明	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長

## 議案 1 横浜市屋外広告物条例第 19 条に基づく許可の特例について（案）

通常は許可することができない禁止物件への設置や基準を満たさない広告物等について、条例第19条第1項により、市長は、「やむを得ないと特に認める広告物」で「景観を阻害しないと認められる広告物」については、許可することができるとされています（特例許可）。

このたび、事前相談を受けている以下の広告物について、特例許可の手続きを進めたいと考えていますので、第19条第2項の規定により、審議会の意見を伺います。

### 1 特例許可を行おうとする広告物

横浜公園内に設置が予定されている、横浜 DeNA ベイスターズ関連の2つの広告物

#### (1) 照明塔への広告物

条例第7条に規定する禁止物件への広告物設置となります。

#### (2) 人工台地仮囲いの広告物（壁面看板）

壁面全面への広告物が想定されており、規則第6条に規定する面積基準（壁面の3/10）を超過します。

### 2 特例許可の条件（条例第19条）への適合性

#### (1) やむを得ないと特に認められるか

2つの広告物とも、横浜市の「スポーツ振興、支援」に資するものであり、条例第19条第1項に規定する「その他の理由」により、やむを得ないと認められる広告物と考えます（従前からの考え方とおおり）。

#### (2) 景観を阻害しないか

照明塔の広告は、過去の審議会で、球場を持つ横浜公園の環境特性に合っており景観を阻害しないと認められたデザインを踏襲しています。

また、人工台地仮囲いの広告物は、今年初めての設置となりますが、全体のデザインコンセプトに沿ったもので、照明塔の広告や他の広告物と統一感のとれた違和感のないデザインとなっています

以上のことから、景観を阻害しないと認められる広告物と考えます。

### 【参考】これまでの経過

広告物の設置		審議会での審議
年度	場所	
25年度	照明塔	第49回（25年3月）
26年度	照明塔	第52回（26年1月）
27年度	照明塔	第54回（27年1月）
28年度	照明塔、人工台地 YY パークトイレ壁面	第56回（28年1月）
29年度	照明塔、人工台地 YY パークトイレ壁面	第58回（29年1月）

※人工台地 YY パークトイレは改修工事に伴い撤去済み

〈 参考条文 〉

○横浜市屋外広告物条例

(禁止物件)

第7条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(8) 送電塔、テレビ塔、照明塔その他これらに類するもの

(許可の特例)

第19条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第9条第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

2 市長は、前項の規定により第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第47条第1項に規定する 横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

○横浜市屋外広告物条例施行規則

第6条 条例第16条第1項に規定する 規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 外面を利用する広告物等に係る基準

ア 広告物等を表示し、又は設置する一の外面における当該広告物等の表示面積の合計は、当該外面の面積の10分の3以下とすること。

○横浜市景観計画

第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

2 都市公園に関する事項（都市公園法第7条の占用許可の基準）

(1) 横浜公園

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 公園内の設備、施設及び占用物は、横浜公園から港への通景の視点場や港から見た際のアイストップとして支障のない位置に配置し、関内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とすること。

イ 屋外広告物については、次に掲げるものを除き設けることはできない

(ア) 横浜スタジアム（横浜スタジアムに付属する人工台地を含む。）に設置するもの

(イ) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの

(ウ) 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物で、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの



# 2018年 横浜公園装飾案

(照明柱・仮囲い)

2018.2.2



# 広告・装飾の掲出内容の考え方

横浜DeNAベイスターズでは、広告・装飾を掲出する際に、スタジアムからの距離によって、phase 1～3に分類しアプローチを変えています。

グラウンド・  
スタンド



コンコース



横浜公園



スタジアム  
最寄駅



DeNAベイスターズ  
タウン（球場周辺）



・神奈川県、横浜市周辺など  
・イベントポスターなど



## Phase①

ボールパークに来たワクワク感を創出。  
選手や試合のイメージなどを強く訴求。

## Phase②

イベントや、球場へ行ってみたいくなるような  
体験を強く訴求。

## Phase③

# 2018年 年間ビジュアルのデザインコンセプト

## “STORYLINE”

わたしたちはスローガン「VICTORY is within US」を軸に2018年度の年間ビジュアルを考えました。新しい時代の始まりを感じさせ、みんなの胸を熱くさせるような「物語」をビジュアルで展開していきます。

仲間と切磋琢磨し、勝ちにこだわる。このシーズンが横浜を愛するベイスターズがリーグ優勝を目指し、クライマックスシリーズ、日本シリーズを制覇する物語になると確信しています。

このコンセプトをもとに PHASE 1から PHASE 3を展開し、ベイスターズを盛り上げていきます。





# 2018年 デザインコンセプト PHASE 1



## PHASE 1

### メインビジュアル “NEW BEGINNING”

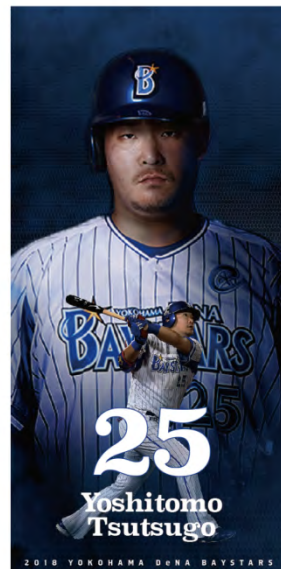
強さの表れのような青きオーラを身にまとった選手がスタジアムに並び、これから始まる熱い試合を盛り上げていきます。手にはボールやバット、グラブなどを持たせ各選手のストロングポイントを表します。また、プレイ中の選手と組み合わせ構成していきます。

今年度のフェーズ1は、2種類のビジュアルを制作します。照明柱や柱巻きなどは選手の「ポートレート案」、選手のプレイ写真を使用した躍動感のある「グラフィック案」を用意し、選手の美しさや強さを様々な角度で表現していきます。単調になりがちな駅構内で、2種のビジュアルとロゴビジュアルを使い分けることでベイスターズのビジュアル展開に立体感を出し、さらなる高揚感を演出できると考えています。

優勝に一步届かなかった昨シーズン。新しいシーズンはこれまでの闘いの地続きととらえ、更に切磋琢磨し優勝を目指すため、ビジュアルにも力強さが必要と考えています。そういった姿勢をストーリーラインとして、前年のビジュアルイメージを一部継承し、新しいシーズンのビジュアルを作成します。



【2018ポートレート案】



【2017シーズンキービジュアル】



【2018グラフィック案】

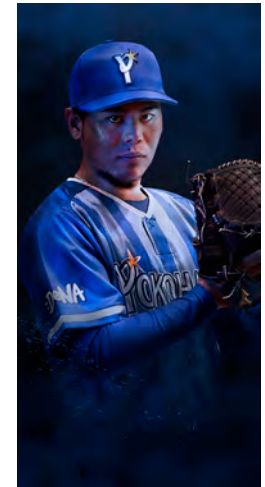


※ビジュアル案はイメージです 実際のデザインと異なる場合があります



# 照明柱 デザイン案

- ・ 掲出期間：3月中旬～11月末（プロ野球シーズン開始から11月末日までを想定しております。）
- ・ 掲出選手：10名  
筒香選手、梶谷選手、石田選手、今永選手、宮崎選手、桑原選手、山崎選手、ロペス選手、倉本選手、濱口選手  
（契約等の理由により、選手は変更する可能性があります。）  
（選手の配置はデザインやポジションのバランスにより決定したいと考えております。）



※実際は白地のホームユニフォームで作成します

写真レタッチイメージ

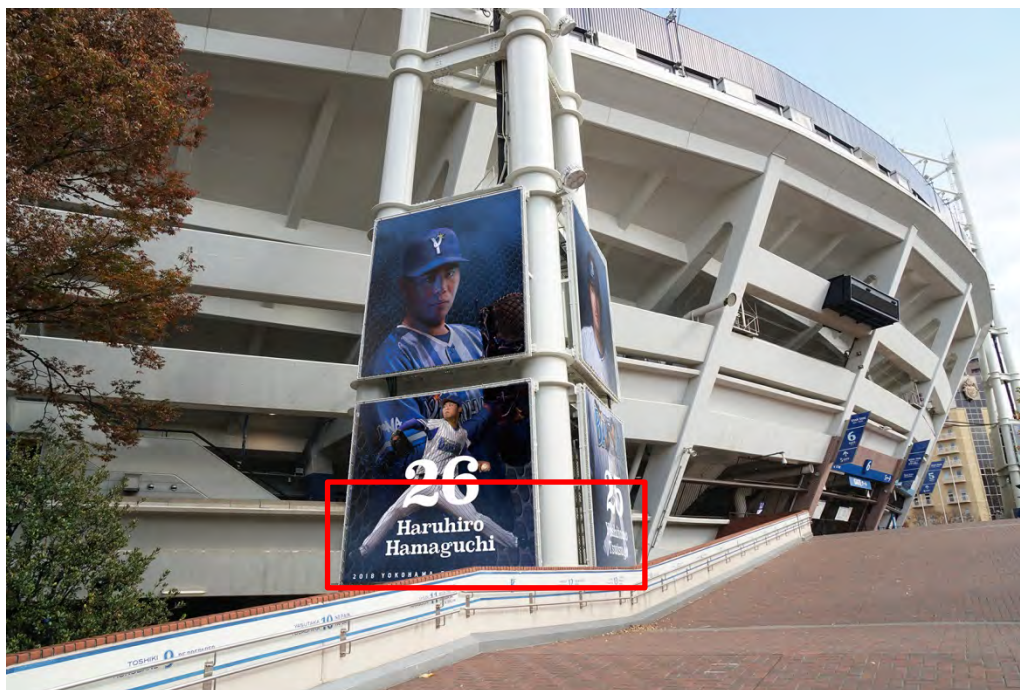


※これから撮影しますのでビジュアルはイメージです

## 照明柱（掲出イメージ）



- ・サイズ 大 W((上底)3,370mm×(下底)3,640mm)×H3,520 W((上底)3,680mm×(下底)3,950mm)×H 3,520 (5号柱、6号柱)  
小 W((上底)2,928mm×(下底)3,228.1mm)×H3,620 W((上底)3,248mm(下底)3532.3mm) ×H3,420
- ・デザイン面積 約 22.6㎡
- ・場所 球場周囲



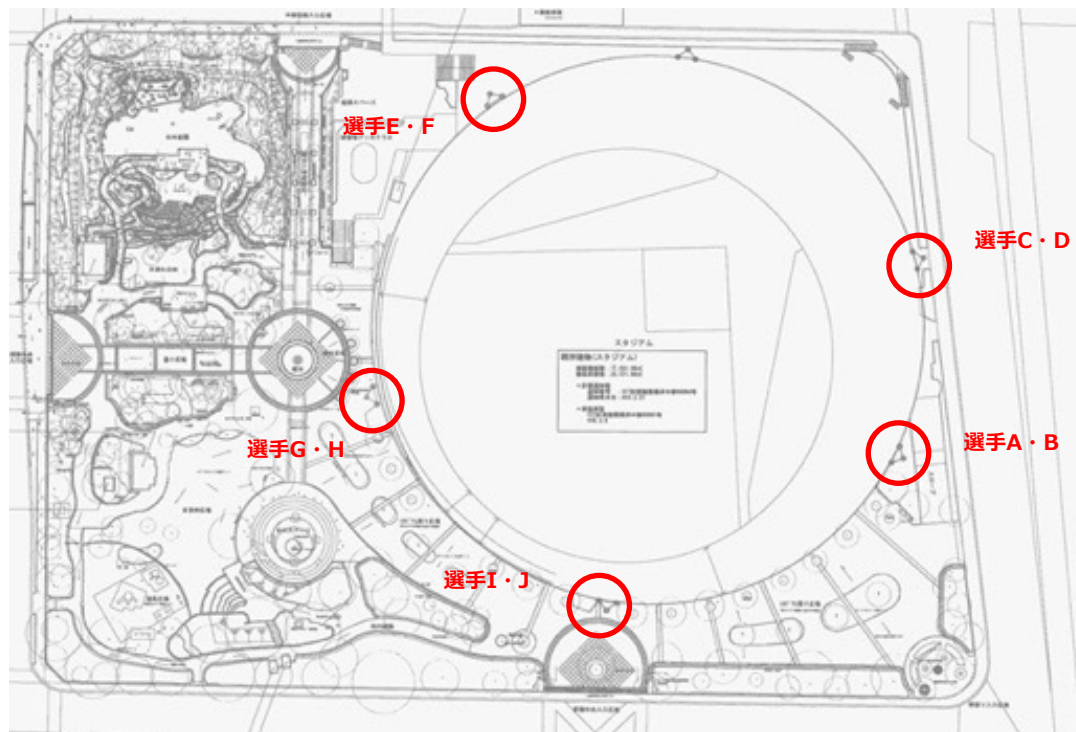
スロープ横 4号柱

目隠しのスレートが入るため、  
赤枠部分が隠れるようになります

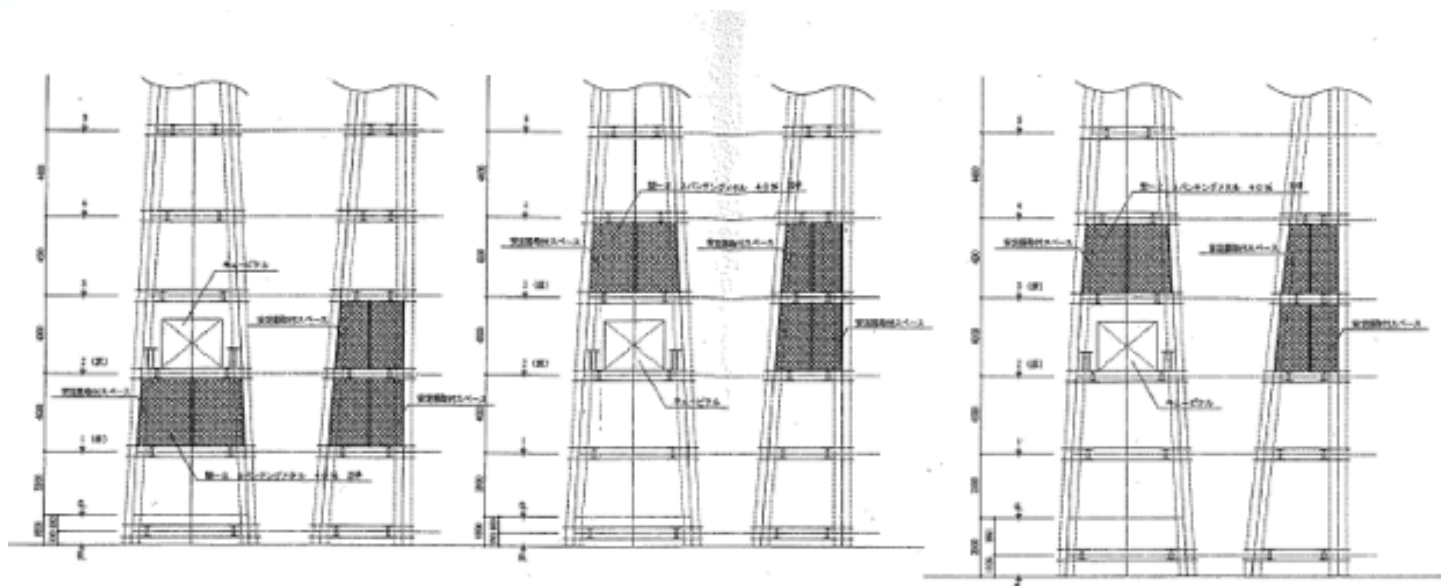


## 照明柱 掲出位置

- ・掲出期間：3月中旬～11月末（プロ野球シーズン開始からファンフェスティバル実施日までを想定しております。）
- ・掲出選手：10名



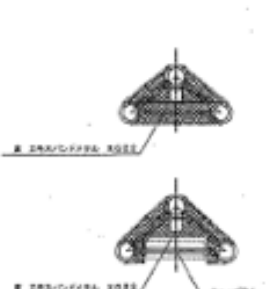
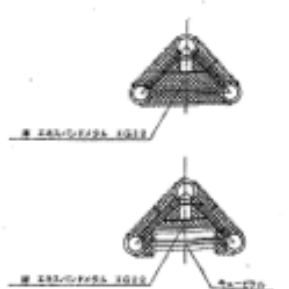
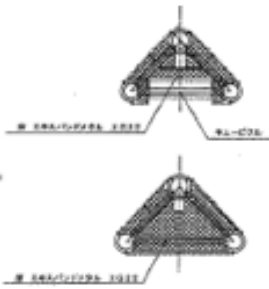
# 照明柱 立面图



H04 H02 H01 号 照 柱

H02 H01 号 照 柱

H01 号 照 柱



# 人口台地 仮囲い デザイン案

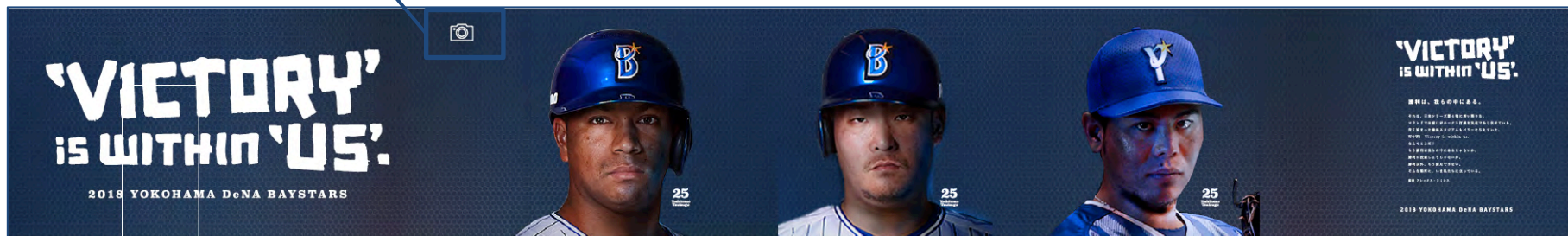


・掲出期間：3月中旬～11月末を予定（プロ野球シーズン開始から11月末日までを想定しております。）

・掲出選手：20名

筒香選手、梶谷選手、石田選手、今永選手、宮崎選手、桑原選手、山崎選手、ロペス選手、倉本選手、濱口選手、パットン選手、大和選手  
戸柱選手、額井選手、井納選手、三上選手、ウィーランド選手、砂田選手、乙坂選手、柴田選手  
(契約等の理由により、選手は変更する可能性があります。)  
(選手の配置はデザインやポジションのバランスにより決定したいと考えております。)

フォトスポットとしてご利用いただけるよう、“カメラマーク”を入れます



100M

3M



※これから撮影しますのでビジュアルはイメージです

# 人口台地 仮囲い 掲出イメージ

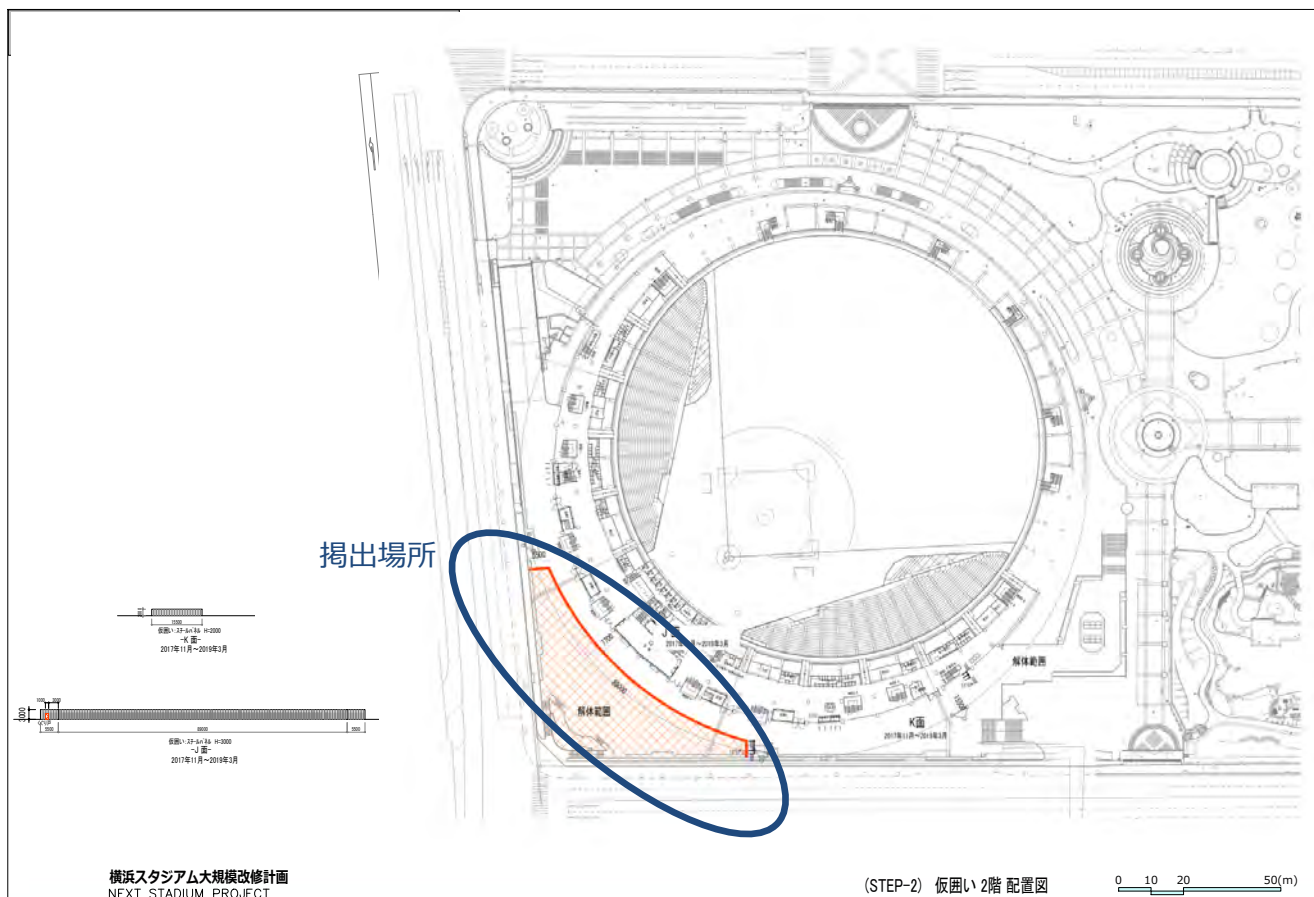


参考：2017年イベント（ハムスタレジェンドマッチ）当日の様子



# 人口台地 仮囲い掲出位置

・掲出期間：3月中旬～11月末を予定（プロ野球シーズン開始から11月末日までを想定しております。）

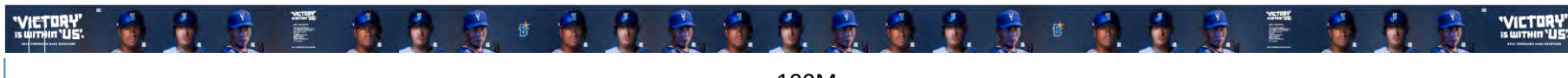




# 人口台地仮囲い 図面

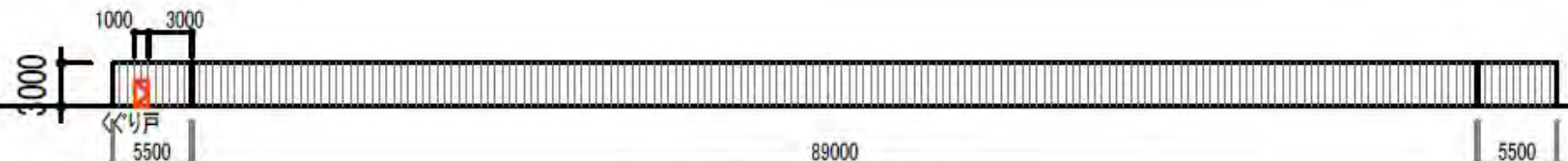


- ・掲出期間：3月中旬～11月末を予定（プロ野球シーズン開始から11月末日までを想定しております。）
- ・掲出選手：20名  
筒香選手、梶谷選手、石田選手、今永選手、宮崎選手、桑原選手、山崎選手、ロペス選手、倉本選手、濱口選手、パットン選手、大和選手、戸柱選手、額井選手、井納選手、三上選手、ウィーランド選手、砂田選手、乙坂選手、柴田選手  
(契約等の理由により、選手は変更する可能性があります。)  
(選手の配置はデザインやポジションのバランスにより決定したいと考えております。)



3M

100M



仮囲い：スチールパネル H=3000  
-J面-



※夜間照明の有無、数や位置については確認中です



## 議案 2

### プロジェクションマッピング等の取扱いに関する検討の進め方について

#### 1 課題

技術の進歩により、プロジェクションマッピングや大型のLED照明等、光を利用して映像を表示する方法が容易になっています。プロジェクションマッピング等の相談が今後増加することが予想されますが、現横浜市屋外広告物条例で取扱いが難しい状況です。審査基準や審査方法を検討すると同時に、現行条例の面積基準や手数料を適用しがたいと考えられる場合が想定されるため、条例改正、規則改正も視野に今後取扱いを定める必要があります。

#### 2 国の動向

平成 29 年 10 月 24 日に開催された内閣府の規制改革推進会議において、プロジェクションマッピングに関する屋外広告物規制等について議論されました。

その後、平成 29 年 12 月 12 日の規制改革推進会議の議事「屋外広告物規制の見直しについて」において、国土交通省と東京都が規制の現状等について説明しています。（国土交通省は、同席上でプロジェクションマッピングについての考え方を「屋外広告物条例ガイドライン（案）」※に示すことを考えている、という主旨の説明をしています。）

※「屋外広告物条例ガイドライン（案）」は、屋外広告物法に基づく制度の的確な運用を支援していく趣旨から、地方公共団体の参考に供するため、国が屋外広告物法の運用に関する技術的助言として地方公共団体に送付しているものです。

#### 3 今後の検討方法

横浜市として、プロジェクションマッピング等の表示に対する考え方や、条例・規則での対応等について検討するために内部検討会を設置し、その検討内容を審議会に報告し、審議していただきます。

##### (1) 検討項目

- ア プロジェクションマッピング等の表示に対する市の考え方
- イ 審査基準・審査方法
- ウ 条例・規則の改正案
- エ 「屋外広告物条例ガイドライン（案）」との関係、他都市の対応

(2) スケジュール (予定)

- 平成 30 年 2 月 屋外広告物審議会 (今回の審議)
- 2 月～ 内部検討会開催 (上記アイウの検討)
- 6 月 次回屋外広告物審議会 (中間報告、審議)
- 6 月～ 内部検討会の開催 (アイウの再検討、エの検討)
- 平成 31 年 1 月 次々回屋外広告物審議会 (最終報告、審議)

[参考] 過去の事例

<第 50 回横浜市屋外広告物審議会（平成 25 年 7 月 2 日開催）>

横浜市屋外広告物条例上の屋外広告物とは、Ⅰ「常時又は一定の期間継続して」、Ⅱ「屋外で」、Ⅲ「公衆に表示されるもの」の要件をすべて満たすものが該当します。ドックヤードガーデンを利用したプロジェクションマッピングについてご意見をいただきました。その際は、「空間的な特徴により、原則として対象者が限られていること」「管理上の対策が講じられているため、不特定多数が展望できないこと」から、「公衆に表示されない」と考えられるため、屋外広告物条例上の屋外広告物ではないとしました。

<第 59 回横浜市屋外広告物審議会（平成 29 年 6 月 2 日開催）>

横浜市屋外広告物条例上の屋外広告物に該当し、横浜市屋外広告物条例第 12 条第 2 項第 3 号「公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で表示し、又は設置する広告物等で、景観を阻害しないと市長が認めるもの」に該当するとしました。

(概要)

主催：「ファイナルファンタジー30 周年×横浜」実行委員会

後援：横浜市文化観光局、一般社団法人横浜みなとみらい 21

タイトル：海洋都市ヨコハマ「龍神バハムート、襲来」

上映場所：ヨコハマ グランド インターコンチネンタル ホテルの陸側壁面

観覧エリア：コスモワールド付近、カップヌードルミュージアム付近、汽車道等

日時：平成 29 年 6 月 10 日（土）～11 日（日）

上映時刻：19:20～／19:50～／20:20～／20:50～／21:20～

上映時間：約 10 分間

## 〈 参考条文 〉

### ○横浜市屋外広告物条例

(許可)

第9条 市の区域に広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が第6条から前条まで、次条第2項及び第13条から第16条までの規定に適合すると認められるときでなければ、当該許可をしてはならない。

(許可を受けずに表示し、又は設置することができる広告物等)

第12条 次に掲げる広告物等は、第6条第1項、第7条、第9条及び第16条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。

- (1) 他の法令又は条例の規定により表示又は設置を容認し、又は義務付けられた広告物等
- (2) 人、動物又は車両(電車及び自動車を除く。)に表示し、又は設置する広告物等
- (3) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (4) 自家用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの
- (5) 管理用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの
- (6) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
- (7) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示し、又は設置する広告物等で営利を目的としないもの

2 次に掲げる広告物等は、第6条第1項、第7条及び第9条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。

- (1) 官公署、学校、図書館、病院その他の公共的施設又はそれらの敷地内に表示し、又は設置する案内板、掲示板又は当該施設の名称等を表示する広告物等
- (2) 営造物、施設、記念物等の由来等を説明する広告物等
- (3) 公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で表示し、又は設置する広告物等で、景観を阻害しないと市長が認めるもの

(広告物等に係る基準等)

第 16 条 次に掲げる広告物等は、その表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、規則で定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物(以下「建築物」という。)その他の工作物の外面を利用する広告物等
- (2) 建築物から突出する形式の広告物等
- (3) 広告旗
- (4) 立看板等
- (5) 広告塔及び広告板
- (6) 電柱、街灯柱その他の支柱又は消火栓標識若しくはバス停留所の標識を利用する広告物等
- (7) アーチを利用する広告物等
- (8) 電車、自動車又は船舶の外面を利用する広告物等
- (9) アドバルーン
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が定める広告物等

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区域内的の広告物等は、当該各号に掲げる事項又は基準に適合しなければならない。

- (1) 景観法第 8 条第 2 項第 4 号イに掲げる事項が定められた同条第 1 項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)の区域 当該景観計画に定められた同号イに掲げる事項
- (2) 景観保全型広告物規制地区の区域 第 11 条第 2 項の規定により定められた基準

(許可の特例)

第 19 条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第 9 条第 2 項(前条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第 9 条第 1 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の許可をすることができる。

2 市長は、前項の規定により第 9 条第 1 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第 47 条第 1 項に規定する横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

## 第5章 横浜市屋外広告物審議会

第47条 市長の諮問に応じ、広告物に関する重要事項を調査審議するため、市に横浜市屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、広告物に関する施策に関し必要と認める事項を市長に建議することができる。
- 3 市長は、第6条第1項第2号から第6号まで、第10条第1項又は第11条第1項の規定により地域又は地区を指定し、変更し、又は廃止しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、第10条第2項、第11条第2項、第12条第1項第3号から第5号まで若しくは第3項第2号若しくは第3号、第15条若しくは第16条第1項の規定により基準を設け、変更し、若しくは廃止し、又は第10条第2項の規定により第7条の規定の一部の適用を除外し、若しくは除外することをやめようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、規則で定める。

(手数料)

第49条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

(適用上の注意)

第52条 この条例及びこの条例に基づく規則等の規定の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

## ○横浜市屋外広告物条例施行規則

(広告物等に係る基準等)

第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

### (1) 外面を利用する広告物等に係る基準

ア 広告物等を表示し、又は設置する一の外面における当該広告物等の表示面積(映像装置を使用する広告物等にあつては、映像を表示する部分の表示面積に4を乗じて得た面積とその他の部分の表示面積との合計。次号イ(イ)から(カ)まで及びイ(ア)並びに第5号イ(イ)から(エ)まで及び(オ)cにおいて同じ。)の合計は、当該外面の面積の10分の3以下とすること。

## 別表

広告物等の種類		単位	金額	許可期間	
建築物その他の工作物の外面を利用するもの (はり紙及びはり札等を除く) 建築物から突出する形式のもの 広告塔及び広告板	照明装置のあるもの	1基(表示面積5平方メートルを超えるものにあつては、表示面積5平方メートルまでごとに)	2,400円	3年以下	
	照明装置のないもの	1基(表示面積5平方メートルを超えるものにあつては、表示面積5平方メートルまでごとに)	1,500円		
電車、自動車又は船舶の外面を利用するもの		1台	1,500円		
電柱、街灯柱その他の支柱又は消火栓標識を利用するもの(広告幕を除く)		1枚	150円		
アーチを利用するもの	照明装置のあるもの	1基	9,000円		
	照明装置のないもの	1基	6,000円		
バス停留所の標識を利用するもの	照明装置のあるもの	1基	1,200円		
	照明装置のないもの	1基	750円		
はり札等		1枚	50円		1年以下
広告幕		1張	200円		3月以下
立看板等		1基	100円	1月以下	
はり紙		100枚までごとに	500円		
広告旗		1張	200円		
アドバルーン		1個	1,000円		



## 報告 1 平成 29 年度「屋外広告物適正化旬間」の取組について

### 1 屋外広告物安全点検調査まち歩き

#### (1) 概要

近年、老朽化による屋外広告物の落下等の事故が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が問題となっています。屋外広告物の安全対策を推進するためには、所有者等による適切な点検が必要不可欠です。

横浜市では、平成 29 年 9 月 1 日（金）～9 月 10 日（日）の「屋外広告物適正化旬間」に合わせ、和田町商店街で、屋外広告物安全点検調査と啓発を趣旨としたまち歩きを実施しました。

#### (2) 実施日

平成 29 年 9 月 7 日（木）

（午前の部）

10：00 事前説明（15 分）

10：15 まち歩き（1 時間）

11：15 振り返り、共有（15 分）

11：30 解散

（午後の部）

14：00 事前説明（15 分）

14：15 まち歩き（1 時間）

15：15 振り返り、共有（15 分）

15：30 解散

#### (3) 調査対象

保土ヶ谷区和田町商店街（加盟店 100 店舗）の屋外広告物

#### (4) 参加者

商店街関係者の皆様 計 6 名

一般社団法人 神奈川県広告美術協会（屋外広告業者）計 7 名

横浜市都市整備局景観調整課 計 3 名

#### (5) 調査結果と対応

19 件の屋外広告物について、一般社団法人神奈川県広告美術協会から安全性にかかる指摘事項がありました。その後、19 件の屋外広告物の所有者等に対し、安全管理についての注意喚起の通知をしました。

## 2 詳細点検調査

### (1) 概要

屋外広告物の安全点検は目視点検だけでは不十分な場合があります。広告物所有者に対して詳細点検等調査の手法と重要性を示し、今後地域単位で主体的に安全点検を行ってもらうためのモデルケースの構築を目的として、和田町商店街で高所作業車を使用した詳細点検調査を実施しました。

### (2) 実施日

平成 29 年 12 月 11 日（月）

### (3) 調査対象

保土ヶ谷区和田町商店街の 2 件の袖看板

### (4) 点検者

一般社団法人 神奈川県広告美術協会（屋外広告業者）

### (5) 参加者

商店街関係者の皆様  
横浜市都市整備局景観調整課

### (6) 調査結果

#### 袖看板①

底板が錆びておりアクリル板落下の危険性あり。

#### 袖看板②

ブラケットカバー（支持部）の錆が進行。内部の木骨は腐食のためビスもきかない状況になっていた。

### (7) 今後の計画

調査結果を活用し、安全点検の啓発のリーフレットを作成します。今後商店街関係者等に周知し、地域単位での安全点検まち歩きを推奨していきます。

<当日の様子>

○ 屋外広告物安全点検調査まち歩き（平成 29 年 9 月 7 日）



（点検ポイントの事前説明）



（まち歩きの様子）

○ 詳細点検調査（平成 29 年 12 月 11 日）



（高所作業車での取り外し作業）



袖看板①（錆びた底板）



袖看板②  
（内部の木骨が腐食している状態）



（専門家による屋外広告物の状態の解説）

## 報告 2 横浜サインの今後のスケジュールについて

街にあふれる看板やポスター、のぼり旗などの屋外広告物は、まちなみや景観を阻害するものとみなされがちです。しかし、屋外広告物も、デザイン性が高く、その場所の雰囲気によくマッチしたものなら、街をより个性的で魅力のあるものにしてくれます。

横浜市では、そのような横浜の魅力ある景観をつくる屋外広告物を「横浜サイン」と呼び、市内に積極的に広める取組を進めています。

「横浜サイン」にかかる普及啓発事業を次のとおり進めていく予定ですので報告します。

### 1 スケジュール

3か年サイクルとし、次の通り各年度普及・啓発のために取り組んでいきます。

- (1) 平成 29 年度 表彰作品広報のためパネル展の開催
  - 29 年 11～12 月 : 市庁舎でのパネル展 (実施済み)
  - 30 年 3 月 : 横浜サインパネル展 2018
- (2) 平成 30 年度 作品募集のための準備、フォーラムの開催
  - 30 年 4～6 月 : 募集要項、募集方法、審査方法等について検討
  - 6 月 : 審議会にて第 2 回横浜サイン賞について審議
  - 31 年 3 月 : フォーラム開催、第 2 回横浜サイン賞の募集告知
- (3) 平成 31 年度 「横浜サイン賞」表彰事業の実施
  - 31 年 4 月 : 募集開始
  - 7～9 月 : 書類による 1 次選考
  - 10～11 月 : パネル展の実施
  - 11～12 月 : 現地調査による 2 次選考を経て表彰作品を決定
  - 32 年 3 月 : 表彰式

### 2 横浜サインパネル展 2018

「横浜サイン」を広める取組の一つとして、「横浜サイン」を紹介するパネル展を開催します。

- (1) 日時  
平成 30 年 3 月 3 日 (土) 午前 10 時～午後 6 時
- (2) 場所  
クイーンズスクエア横浜 1 階 クイーンズサークル
- (3) 内容  
横浜サインの紹介、第 1 回横浜サイン賞表彰作品、みなとみらい 21 地区の仮囲い紹介等のパネルの展示

報告4 禁止地域における展望不可案件一覧(平成29年5月1日から平成29年12月31日まで)

番号	区名	町名	道路、鉄道又は軌道の名称		看板種別	その他
No1	港北区	綱島東	東海道新幹線		壁面看板	
No2	港北区	綱島東	東海道新幹線		壁面看板	
No3	港北区	箕輪町	東海道新幹線		壁面看板	
No4	港南区	日野中央	国道16号	(横浜横須賀道路)	広告板	バス停上屋
No5	緑区	霧が丘	高速自動車国道 東海自動車道	(東名高速道路)	広告板	
No6	緑区	十日市場町	高速自動車国道 東海自動車道	(東名高速道路)	広告板	
No7	青葉区	美しが丘	高速自動車国道 東海自動車道	(東名高速道路)	壁面看板	
No8	旭区	矢指町	国道16号	(保土ヶ谷バイパス・ 大和バイパス)	壁面看板	